第六条　競争条件の確保のためのセーフガード

1　各締約国は、提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を採用し、又は維持する。

2　1に規定する反競争的行為には、特に、次の行為を含む。

(a)　反競争的な内部相互補助を行うこと。

(b)　反競争的な結果を伴って競争者から得た情報を利用すること。

(c)　不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの他の提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他の提供者にとって適時に利用可能なものとしないこと。

第七条　主要なサービス提供者による待遇

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社又は提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

(a)　同種の公衆電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質

(b)　相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

第八条　再販売

各締約国は、競争の促進又は最終利用者の長期的な利益の享受の必要性に基づき、主要なサービス提供者がいずれの公衆電気通信サービスを再販売のために提供しなければならないかについて、自国の法令に従って決定することができる。締約国は、主要なサービス提供者がサービスを再販売のために提供しなければならないと決定した場合には、自国の領域内の主要なサービス提供者が当該サービスの再販売に対して不合理な又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第九条　相互接続（注）

注　この附属書において、「相互接続」には、細分化されたネットワーク構成要素へのアクセスを含まない。

1　各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、相互接続を提供することを確保する。

2　各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、利用者の又は利用者に関連する商業上機微な又は秘密の情報であって相互接続の設定の結果取得したものを、公衆電気通信サービスを提供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保する。

3　各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの提供者の設備及び機器に対し、当該主要なサービス提供者のネットワークの技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。当該相互接続は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づいて提供されること。（注）

注　相互接続の料金については、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者の間で商業的に交渉することができる。

(b)　当該主要なサービス提供者の同種のサービス、当該主要なサービス提供者が提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会社若しくは当該主要なサービス提供者が提携する会社の同種のサービスに対して当該主要なサービス提供者が提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(c)　他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が公衆電気通信サービスの提供のために必要としないネットワークの構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性がある及び経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）で適時に提供されること。

(d)　要請があった場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの提供者の多数に提供されているネットワークの終端地点以外の接続点においても提供されること。

4　各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信サービスの提供者に対し、少なくとも次のいずれかの選択肢を通じて、当該提供者の設備及び機器を当該主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続する機会を提供することを確保する。

(a)　当該各締約国の電気通信規制機関が承認する接続約款その他の相互接続に関する約款（主要なサービス提供者が公衆電気通信サービスの提供者に一般的に提供する料金及び条件を含むもの）

(b)　相互接続に関する契約であって効力を有するものに定める条件

(c)　相互接続に関する新たな契約（商業的な交渉によるもの）

5　各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続が公に利用可能なものとされることを確保する。

6　各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が相互接続に関する契約又は接続約款その他の相互接続に関する約款のいずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。

第十条　専用回線によるサービスの提供及び価格の決定

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件及び料金で適時に、専用回線によるサービスであって公衆電気通信サービスであるものを提供することを確保する。

第十一条　コロケーション

1　各締約国は、自国の領域内の不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件（適当な場合には、技術的実行可能性及び空間の利用可能性を含む。）及び料金で適時に、相互接続に必要な当該提供者の機器の物理的コロケーションを認めることを確保する。

2　各締約国は、物理的コロケーションが技術的な理由又は空間の制約により実際的でない場合には、自国の領域内の主要なサービス提供者が、合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件及び料金で適時に、代替的な解決策を提供することを確保するよう努める。

3　締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が所有し、又は管理するいずれの施設が1及び2の規定の適用を受けるかを、コロケーションが求められる市場における競争の状況、競合するサービスの提供において当該施設が代替されることが経済的又は技術的に実行可能であるかどうか等の要素を考慮した上で、自国の法令に従って決定することができる。

第十二条　独立の電気通信規制機関

1　各締約国は、自国の電気通信規制機関がいずれの公衆電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いずれの公衆電気通信サービスの提供者に対しても利害を有しないことを確保する。

2　各締約国は、自国の電気通信規制機関が行う規制についての決定及び当該電気通信規制機関が用いる手続が市場の全ての参加者について公平であることを確保する。

第十三条　ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、それ自体では、反競争的であるとはみなされない。ただし、当該義務が、透明性がある、差別的でない、及び競争中立的な態様で運用され、かつ、当該各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要な範囲を超えて負担とならないことを条件とする。

第十四条　免許

1　締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供のために免許が必要とされる場合には、次の事項が公に利用可能であることを確保する。

(a)　自国が適用する全ての免許基準及び免許手続（注）

注　この(a)の規定には、免許の申請又は取得のための手数料を含む。